

学校感染症の種類と出席停止の基準

2023年5月8日改

第一種：治癒するまで出席停止

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸症候群(SARSコロナウイルス)、鳥インフルエンザ(H5N1型)

第二種：疾病により、出席停止期間が異なる

病名	出席停止期間	感染経路	潜伏期間	感染期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで	飛沫・接触	1～4日	発病後3～7日
新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状が経過した後1日を経過するまで	飛沫・接触	1～14日	症状出現2日前から発症後10日後
百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで	飛沫・接触	5～21日	発病後28日
麻疹 (はしか)	解熱3日を経過するまで	空気・飛沫 接触	7～18日	発熱出現前日から解熱後3日まで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	飛沫・接触	12～25日	腫脹する1～2日前から腫脹5日後まで
風疹 (3日はしか)	発疹が消失するまで	飛沫・接触	14～23日	発疹出現7日前から出た後7日目頃まで
水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで	空気・飛沫 接触	14～16日	発疹出現1～2日前から全ての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状消退後2日を経過するまで	接触・飛沫	2～14日	初期数日が最も多いが、便からは数か月続くこともある
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	空気・飛沫	半年～2年以内	
髄膜炎菌性髄膜炎		飛沫・接触	1～10日	治療後24時間経過するまで

第三種：病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで出席停止

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(0-157)、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

[その他の感染症]：必要があれば、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症として措置を講じることができる疾患

- 条件によっては出席停止の措置が必要と考えられている感染症の例
溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、流行性嘔吐下痢症、マイコプラズマ感染症、ノロウイルスによる感染性胃腸炎
- 通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例
アタマジラミ、伝染性軟疣腫(水いぼ)、伝染性膿痂疹(とびひ)